
種 別： 論説

タイトル： 可分債権の準共有——当然分割原則の再検討——

著 者： 伊藤 栄寿

所 収： 『上智法学論集』第 64 卷 3-4 合併号（令和 3 年 3 月）185-208 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

論 説

可分債権の準共有 ——当然分割原則の再検討——

伊藤 栄寿

- 1 はじめに
 - (1) 問題の所在
 - (2) 検討の視角
- 2 共同相続された可分債権
 - (1) 当然分割原則
 - (2) 共同相続された預金債権
 - (3) 共同相続された損害賠償請求権等
 - (4) 当然分割原則の問題——準共有と多数当事者の債権関係
- 3 共有財産から生じた可分債権
 - (1) 共有物から生じた債権
 - (2) マンションの共用部分から生じた債権
- 4 おわりに

1 はじめに

(1) 問題の所在

伝統的通説は、複数人が債権を準共有すること（264条）を認める⁽¹⁾。ただ、債権者が複数である場合については、多数当事者の債権関係の規定（427条～429条）が存在している。この規定は264条にいう「別段の定め」に該当すると考えられているため⁽²⁾、実際に、債権が準共有されて共有規定が適用される場面はほとんど存在しないとされる。すなわち、可分債権が

(1) 我妻栄＝有泉亨補訂『新訂物権法（民法講義Ⅱ）』（岩波書店、1983年）336頁。

(2) 梅謙次郎『訂正増補民法要義卷之二物権編』（有斐閣、1911年）223頁以下。

準共有されることはなく、当然に各債権者に分割して帰属すると理解されてきた(可分債権の当然分割原則)。

ところが、普通預金債権等の共同相続に関する最大決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁(以下、「最大決平成28年」という)、また、定期預金債権等の共同相続に関する最判平成29年4月6日判時2337号34頁(以下、「最判平成29年」という)は、いずれも可分債権と理解されてきた預金債権が、各共同相続人に当然分割することはないとし、準共有されることを認めた⁽³⁾。

最大決平成28年、最判平成29年は、預金債権が共同相続される場面を取り扱うに過ぎず、その他の可分債権が対象となる場合、また、共同相続以外の場面にまで射程が及ぶものではない。しかしながら、①可分債権、金銭債権の典型例とされてきた預金債権について、当然分割原則が適用されないとすると、他の可分債権について当然分割原則の適用が肯定されるべき理由はどこにあるのかが問題とならざるをえない。さらに、②共同相続に限らず、可分債権が共有(準共有)されるとみられる場面において、そもそも当然分割原則の適用が肯定されるべき理由はどこにあるのかが問われることとなる。

可分債権が当然に分割帰属するという法理は、今後も維持されるべきなのか。可分債権が当然に分割帰属すると考えられてきた実質的理由、形式的理由は何だったのかを確認し、当然分割原則には実質的にも形式的にも大きな問題が存在することを明らかにすることが本稿の目的である。

(2) 検討の視角

理論的に可分債権が準共有されうるのか、という問題は、おもに預金債権の共同相続の場面で議論されてきた。伝統的には、共同相続財産の法的性質(共有か合有か)からの検討がなされ、また、近時は、預金債権の性質(預金

(3) 最高裁は、預金債権が「準共有」される、ということを明言しているわけではないが、多くの見解が「準共有」であると理解している。たとえば、窪田充見「判批」ジュリスト1503号(2017年)61頁、潮見佳男「判批」金法2071号(2017年)51頁、川地宏行「判批」民商法雑誌153巻5号(2017年)119頁以下など。

契約の要素)からの検討が活発になされてきた。

これに対して、本稿は、可分債権が複数債権者に帰属する場面を横断的に検討することにしたい。というのも、従来、債権の性質(契約の要素)、共同相続財産の法的性質に即した検討はなされてきたものの、共同相続以外の場面については、十分な検討がされていないからである。たとえば、共有物から生じる債権については、共有者に当然に分割帰属するとされてきたが、その理論的根拠は必ずしも明確ではないように思われ、実質的にも問題が潜んでいると考えられるからである。

そこで、以下では、まず、①共同相続の場面において、債権が共同相続人(複数債権者)に帰属する場合(→2)、続いて、②共有財産から生じた債権が共有者(複数債権者)に帰属する場合を検討する(→3)。両者を区別するのは、複数債権者が登場するに至った原因が異なり、また、従来の議論の展開も異なるためである。①は既に発生している1個の債権が数人に帰属するにいたった場合であり⁽⁴⁾、②は債権発生段階で主体が多数存在する場合である⁽⁵⁾。その上で、すべての可分債権について準共有を認めるべきことを示したうえで、その課題を整理する(→4)。

2 共同相続された可分債権

(1) 当然分割原則

可分債権が当然に各共同相続人に分割帰属することを示したのは、最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁(以下、「最判昭和29年」という)である。不法行為に基づく損害賠償請求権が共同相続により各共同相続人に分割帰属するか否かが争われたところ、「相続人数人ある場合において、その相

(4) なお、理論的には、①には共同相続のほか、債権(の一部)譲渡の場合も含まれる。ただ、ほとんど議論は存在しないこと、また、債権譲渡に際して、帰属関係について当事者間で合意がなされると考えられ、議論の実益はほとんどないと考えられることから、本稿では検討対象としない。

(5) 奥田昌道『債権総論〔増補版〕』(悠々社、1992年)329頁以下は、①を債権の共同的帰属(物権法上の共同所有の観念を債権法に持ち込んだもの)、②を多数当事者の債権関係として区別する。

続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」とされた⁽⁶⁾。

相続財産は、共同相続人の共有となる(898条)。この「共有」は、249条以下のいわゆる狭義の共有であると理解されている⁽⁷⁾。そのため、可分債権も共同相続人の準共有(264条)となるとも考えられる。しかしながら、前述したように、伝統的通説は、多数当事者の債権関係の規定は準共有の特則であると理解している。可分債権はあくまで「債権」であるため、物権法の共有規定よりも債権法の多数当事者の債権関係の規定が優先的に適用され、複数債権者に当然分割帰属する(427条)と考える。その実質的根拠は、共同相続人が相続財産に対して共有持分を有しているところ、遺産分割の長期化などのさい、権利行使が制限されるべきではないとの点に求められている。最判昭和29年は、伝統的通説を背景に、可分債権が共同相続された場合について、各相続人に当然分割帰属することを示す法理として広く認識され、引用されてきた⁽⁸⁾。

ただ、この最判昭和29年については、注意しておくべき点がある。

第1に、損害賠償請求権が対象となっている、という点である。預金債権が預金契約によって発生するのに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権(709条)は法律によって発生する。両者は同じく金銭債権である。しかしながら、両者を当然に同一視することは適切ではないであろう。預金債権の内

(6) この理は、大審院時代から示されており、大判大正9年12月22日民録26輯2062頁は、相続財産中に保険金請求権がある場合に、その債権は、427条の法意から、法律上当然に分割され各相続人が平等の割合で権利を有する旨を示していた。

(7) 最判昭和30年5月31日民集9巻6号793頁は、898条にいう「相続財産の共有」は、249条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではないと判示し、共有説を採用する。

(8) 最判平成16年4月20日家月56巻10号48頁は、共同相続人が自己の相続分を超えて債権行使することができるかが争われた事案であるが、その判断の前提として、最判昭和29年を引用し、次のように判示している。「相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではないと解される」。ただし、この判決は、最大決平成28年により変更されている。

容は預金契約により決定される。他方、損害賠償請求権は単純な金銭債権である。また、損害賠償請求権は存否・内容が一義的に決まらない場合も多い。

第2に、紛争当事者が、債権者間ではなく、債権者の一人と債務者である、という点である。最判昭和29年の事案では、不法行為（無断での立木伐採）の被害者の相続人の1人が、不法行為の加害者に対して損害賠償請求権を主張したのに対して、加害者側が、遺産を構成する債権は合有的に帰属する旨を主張している。共同相続人間での遺産争いがきっかけとなった紛争ではないため、債権者側の主張を認めることに大きな問題はなく、また、債務者側は一部弁済により債権者側の紛争に巻き込まれるとも考えにくく、債務者側の弁済を拒絶すべき理由はない。伝統的通説は、共同相続人間の紛争が生じ、遺産分割が長期化することにより、権利行使が妨げられることを懸念していたのに対し、本件事案では、そのような問題が生じているわけではない。

(2) 共同相続された預金債権

(a) 合有説とその挫折

可分債権の当然分割原則については、相続（遺産分割）実務の観点から強い批判がなされ続けていた。その実質的理由として、下記があげられる。①預金債権は現金（金銭）と同様、遺産分割を柔軟に行うさいに有用であるため、分割帰属させるべきではない、②遺産に不動産などの高額な財産が含まれる場合、現金（金銭）や預金債権は、最後の調整手段としてきわめて有用であるため、これを遺産に含めることが望ましい、③預金債権が遺産の大部分を占める場合には、具体的相続分に応じた遺産分割審判が困難である（特別受益や寄与分を考慮する機会が失われてしまう）、④相続財産を一体として観念し、相続債権者のための引き当てとして確保する必要がある⁽⁹⁾、⑤預金債権と同様ないし類似の経済的機能を果たす金銭（現金）が、当然分割

(9) 合有説は浸透しなかったものの、合有説には④の点に意義があったとするものとして、小淵太郎「遺産共有法の解釈——合有説は前世紀の遺物か？」論究ジュリスト10号（2014年）113頁以下参照。

されないということと整合性が取れない⁽¹⁰⁾。

そこで、合有説が有力に唱えられたが、広く受け入れられることはなかった⁽¹¹⁾。その最大の理由は、合有という概念が明確ではないからであろう。論者によって、定義、効果が異なりうる。合有という概念は民法に存在せず、伝統的通説が生み出した講学上の概念⁽¹²⁾にすぎない。また、相続人の一人が債権上の持分権を第三者に譲渡したときや、持分権に相当する額の弁済を受けたときは、「少なくとも当該の譲受人ないし債務者に対する関係では、有効となり」、第三者との関係では、可分債権の分割帰属を認めると同じことになる⁽¹³⁾。さらに、相続実務では、可分債権であっても、遺産分割の対象に含めることができるとされており、合有説をとる必要性は必ずしもない。

(b) 当然分割構成における実務的対応

預金債権が、各共同相続人に当然分割帰属すると、金融機関は共同相続人間の紛争に巻き込まれるおそれがある。遺言が存在した場合や遺産分割協議が成立していた場合に、共同相続人からの法定相続分どおりの払戻請求に応じると、二重払いのリスクを負うことになる。金融機関が共同相続人からの払戻請求を拒める根拠はいくつか示されているが⁽¹⁴⁾、実務的に大きな問題

(10) 最判平成4年4月10日家月44巻8号16頁は、共同相続人の1人が、共同相続財産中の現金を、「遺産管理人」の肩書きをつけた名義で銀行に預金したので、他の共同相続人が法定相続分に応じた金銭の支払いを請求した事案である。最高裁は、「相続人は、遺産の分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人に対して、自己の相続分に相当する金銭の支払を求めることはできないと解するのが相当である」として、金銭が各共同相続人に分割帰属しないことを明示した。また、金銭以外にも、株式については、最判昭和45年1月22日民集24巻1号1頁、最判平成26年2月25日民集68巻2号173頁が、株式の権利内容・性質に照らして（可分債権ではないことから）、各共同相続人に分割帰属せず、準共有になるとしている。

(11) 共有説と合有説の整理については、谷口知平＝久貴忠彦『新版注釈民法(27)相続(2)』（有斐閣、1996年）144頁以下〔宮井忠夫＝佐藤義彦執筆部分〕などを参照。

(12) 我妻栄＝有泉亨補訂『新訂物権法（民法講義II）』（岩波書店、1983年）315頁。そもそも、249条の以下の共有が「狭義の共有」のみを指しているとは必ずしもいえない。

(13) 鈴木禄弥『相続法講義〔改訂版〕』（創文社、1996年）200頁。

(14) この点について、伊藤栄寿「共同相続における預金債権の取扱い」名古屋大学法政論

は生じないようである。ただ、金融機関としては、当然分割とならない方が、紛争に巻き込まれるリスクは低減するであろう。

(c) 債権の性質（契約の要素）への着目

平成 20 年代になり、最高裁判例が大きく動いた。まず、預金取引経過開示請求に関する最判平成 21 年 1 月 22 日民集 63 卷 1 号 228 頁が、共同相続人全員に預金契約上の地位が帰属するとし、預金債権の性質に注目が集まるようになる。続いて、定額郵便貯金の共同相続が問題となった最判平成 22 年 10 月 8 日民集 64 卷 7 号 1719 頁は、定額郵便貯金債権が共同相続人に分割帰属せず、遺産に含まれるとの結論を下し、大きなインパクトを与えた。さらに、株式、投資信託受益権、国債の共同相続が問題となった最判平成 26 年 2 月 25 日民集 68 卷 2 号 173 頁は、これらの権利が遺産に含まれるとした。

そして、最大決平成 28 年は、普通預金債権等が「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」とし、最判平成 29 年も定期預金債権等について同様の判示を行った⁽¹⁵⁾。

最大決平成 28 年、最判平成 29 年は、若干ニュアンスが異なるところがあるが、理論的には、預金債権はその性質（ないし契約の要素）から共同相続人に当然分割帰属しないとする⁽¹⁶⁾。実質的理由としては、①当然分割帰属

集 250 号（2013 年）162 頁以下参照。

(15) 近時の詳細かつ緻密な検討として、中田裕康「共同相続された預金債権の法律関係——普通預金債権を中心に」『最高裁大法廷決定（平成 28 年 12 月 19 日）を踏まえた預金債権の相続に関する諸論点』（金銀協、2020 年）3 頁以下参照（<https://www.zengin-kyo.or.jp/abstract/affiliate/kinpo/2017/#c40968>）。

(16) 最大決平成 28 年は、普通預金契約について、預金者がいつでも自由に預入れや払戻しをすることができる継続的取引契約であり、普通預金債権は、1 個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものとする。最判平成 29 年は、「定期預金については、預入れ 1 口ごとに 1 個の預金契約が成立し、預金者は解約をしない限り払戻しをすることができないのであり、契約上その分割払戻しが制限されているものといえる。……〔この〕制限は、一定期間内には払戻しをしないという条件と共に定期預金の利率が高いこと的前提となっており、単なる特約ではなく定期預金契約の要素というべきである」とする。

と解すべき理由がないこと（預金契約の当事者の意思に反しうること）⁽¹⁷⁾、
②遺産分割の方法を定めるにあたっての調整に資する財産であることがあげられる⁽¹⁸⁾。

(d) 小括

近時の判例は最判昭和29年を変更していない。それゆえ、可分債権の共同相続における当然分割原則は、判例上、現在も維持されている。しかしながら、共同相続においてもっとも重要な可分債権である預金債権が、当然分割原則から外され、遺産分割の対象とされた結果、当然分割原則を維持すべき理由がどこにあるのかが問われることになる。

次に、当然分割原則を示した最判昭和29年の対象である、損害賠償請求権を検討しよう。

(3) 共同相続された損害賠償請求権等

前述したように、最判昭和29年は、共同相続の場合に、被相続人の損害

(17) 最大決平成28年は、預金債権が相続開始時の残高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金が行われるたびに、各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預金債権が成立すると解することは、預金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反するとすらいえよう、という。最判平成29年は、定期預金債権には分割払戻しの制限があるから、共同相続人は共同して払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行使する余地はないのであるから、当然分割帰属と解する意義は乏しい、とする。

(18) 最大決平成28年は「遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに對する要請も広く存在することがうかがわれる。……具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産であるという点においては、本件で問題とされている預貯金が現金に近いものとして想起される。……預貯金は、預金者においても、确实かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産であると受け止められているといえる」とする。最判平成29年は、この点について特段の判示をしていないが、最大決平成28年を引用していることから、同様の理解に立つものと思われる。

賠償請求権が各相続人に当然分割帰属することを示した。また、保険金請求権等も同様に扱われている⁽¹⁹⁾。しかしながら、当然分割とすべき実質的根拠は明確に示されていない。実務的には、損害賠償請求権はその存否、金額が争われることもあり、遺産に含めるとすると遺産分割の長期化を招くおそれ大きいとの意見がある。2018年（平成28年）の相続法改正において、可分債権を遺産分割の対象とすることについて議論されていたとき、長期化の懸念が表明されていた⁽²⁰⁾。ただ、損害賠償請求権の存在により遺産分割の長期化が生じるケースはどの程度存在しているのかは明らかではない。また、遺産分割の調整手段として用いることができないというデメリットよりも長期化を防ぐことが優先されるべきである理由は論じられていない⁽²¹⁾。

結局、損害賠償請求権等が当然分割帰属することについて、実質的な正当化根拠はあまり存在していないように思われる。損害賠償請求権等について、最判昭和29年を維持すべき理由としては、多数当事者の債権関係の規定が準共有の特則であるという1点がもっとも重要であることになろう。ただ、この特則理論については後述するように（→(4)）、十分な説得力を有していない。その場合、損害賠償請求権等の当然分割原則は放棄してもよいといえる。

前段のように考えると、損害賠償請求権については、不法行為によって被害者が死亡した場合に、当然分割原則が放棄され、遺産分割の対象とされることが正当であるのが問題となる。生命侵害の場合の損害賠償請求権の相続構成は、遺族の損害賠償を充実させるために採用されたフィクションであり、積極的に相続構成が採用され、相続法の規律に服させることが期待されていたわけではなかった。損害賠償請求権を遺産分割の対象にすることは、この問題を顕在化させることになる、との指摘がある⁽²²⁾。たしかに、当然

(19) 前掲注(6)参照。

(20) 2018年（平成30年）の相続法改正に至る作業については、伊藤栄寿「預貯金債権の行使（新909条の2、家事新200条）」金融・商事判例1561号（2019年）53頁以下参照。

(21) 学説では、可分債権の当然分割原則について、遺産分割の長期化などのさいに、権利行使が制限されることを防ぐという意味があることが指摘されてきた。ただ、上記の議論からするとこの理解は損害賠償の場面ではあまり意味を持たないことになろう。

分割原則が適用されれば、遺産分割の対象とはならず、遺族に直接帰属し、ただちに権利行使が認められ、遺族の扶養利益を確保しやすいともいえる。他方、遺産分割の対象とする場合には、ただちに権利行使することが認められず、遺族の救済という点において劣る可能性がある（生命保険金も同様といえよう）。さらに、遺産分割を経る場合には、具体的相続分の算定に従い、損害賠償請求権を承継する割合が決まるのかという問題もある。

そこで、「相続法の規律がそのまま適用されるものではないことを明確にすることが求められる」との指摘がなされている⁽²³⁾。ただ、現在の当然分割原則の下においても、遺族の救済という点において（法定相続分に従い分割されることなどが）適切であるといえるのか、議論の余地もある。つまり、当然分割帰属が遺産分割の対象となることによって、直ちに不当な結論を導くことになるともいえないであろう。

(4) 当然分割原則の問題

——準共有と多数当事者の債権関係

(a) 伝統的通説とその問題

伝統的通説は、①債権は財産権であるから、多数の主体があるときは準共有といってよく、共有の規定を準用することも考えられるが、多数当事者の債権に関する規定（427条～429条）が、264条ただし書きの「特別の定め」に該当する（準共有に関する特則）と理解する。また、②実際問題として、共有の規定を準用する必要性がないようである、という⁽²⁴⁾。

しかしながら、上記のテーゼについてはいくつか問題がある。①について、まず、「特別の定め」であることを正当化する理論的根拠に乏しい。そもそも、427条の適用場面についての議論が乏しい。たとえば、「数人の債権者又は債務者がある場合」とはどのような場合なのだろうか。債権発生時点で多数の主体が存在する場合と、既発生債権が事後的に多数の主体に帰属するに至った場合の両者は含まれるのか。両者は同列に扱ってよいのである

(22) 窪田充見編『新注釈民法（15）』（有斐閣、2017年）919頁以下〔窪田充見執筆部分〕。

(23) 窪田・前掲注（22）920頁〔窪田執筆部分〕。

(24) 我妻栄『新訂債権総論』（岩波書店、1964年）385頁以下。

うか。疑問は尽きない。

②は、①を前提に、多数当事者の債権関係の規定が存在すれば、共有規定を準用する必要性はないということであろう。ただ、①が覆れば②も覆ることになる。可分債権も遺産分割の対象とすることが望ましいという価値判断がなされれば、すなわち、多数当事者の債権関係の規定を適用することが不都合であれば、共有の規定を準用する実質的必要性はある。

(b) 判例理論への違和感

最大決平成 28 年、最判平成 29 年は、預金債権の性質（預金契約の要素）から、預金債権が各共同相続人に当然分割帰属せず、遺産分割の対象となるとする。その実質的根拠は、預金債権が、遺産分割の方法を定めるに当たった調整に資する財産であることに求めている。しかしながら、遺産分割をするに当たって、調整に資することのない財産（可分債権）は存在するであろうか。共同相続財産は、相続人の共有になる（898 条）のであり、可分債権のみが共有にならないとの理解を前提にしているが、その前提を再検討することもなく、債権の性質論のみから預金債権を特別扱いすることには違和感が残る。

(c) 有力な見解

多数当事者の債権関係は準共有の特則であるとの伝統的通説に反対する見解も存在する。すなわち、多数当事者の債権関係の規定と準共有とは、それぞれ適用の場面を異にしており、優先・劣後の関係にあるものではないとする考え方が存在する⁽²⁵⁾。また、債権の共同的帰属（準共有）という帰属レベルの問題と、多数当事者の債権関係という効果レベルの問題を明確に区別する見解も存在する⁽²⁶⁾。

近時、これらの見解の問題意識を受け、次のように主張する見解が登場している。物権編における共有関係の規定と、債権編における多数当事者の債

(25) 舟橋諄一『物権法』（有斐閣、1960 年）394 頁。ただ、どのように適用場面が異なるのかが明確に検討されているわけではない。

(26) 奥田・前掲注（5）329 頁以下。

権関係の規定との関係が不明確である最大の原因は、427条の分割主義の意義と射程範囲が不明確である点に求められる⁽²⁷⁾。そして、裁判例の検討により、当然分割原則によらなくとも、債権の準共有を認めた上で、各債権者が共有物分割請求をすることを認めることにより、事案の解決は可能である⁽²⁸⁾。債権者が複数存在する場合、常にいったんは債権の準共有(264条)の状態が発生し、債権の目的に応じ、債権の管理、処分、分割等が行われる。給付が可分であっても、ただちに複数の債権者に当然分割帰属するわけではない⁽²⁹⁾。もちろん、分割請求が必要となる点が問題となり得るし、遺産共有の場合は分割できるかという問題が残りの点については留意が必要である。

(d) 小括

伝統的通説は、可分債権が準共有されることなく当然に分割帰属することについて、多数当事者の債権関係の規定が準共有の特則であることを理論的根拠とし、判例もこの考え方にしがたってきたと考えられる。ところが、判例は、預金債権は遺産分割の調整手段として有益であるとの実質的理由に基づき、共同相続の場面において預金債権を当然分割帰属の対象から外した。これにより、可分債権を当然分割帰属させることの実質的根拠が揺らいでいる。損害賠償請求権等について議論の余地はあるものの、当然分割させるべき積極的理由は見いだしがたいように思われる。

さらに、当然分割原則の理論的根拠についても正当化が難しい。伝統的通説は、債権の帰属の問題と効果の問題を混同しているように思われるからである。準共有は財産帰属レベルの問題であり、多数当事者の債権関係は債権の効力レベルの問題である。近時の有力な見解がいうように、債権は準共有されると理解すべきであろう。債権が準共有されたとしても、分割請求を認めることにより、当然分割と同様の結論は実現可能である。このような理解は、共同相続財産が共有される、という898条の規定とも整合的である。

(27) 松尾弘「債権の準共有について」法学研究91巻2号(2018年)263頁以下。

(28) 松尾・前掲注(27)271頁。

(29) 松尾・前掲注(27)278頁。

ただし、債権が準共有されることにより、共有規定（249条）が適用される場合の具体的効果については、さらなる検討が必要である⁽³⁰⁾。

3 共有財産から生じた可分債権

(1) 共有物から生じた債権

(a) はじめに

続いて、共有財産から生じた⁽³¹⁾可分債権の帰属について検討しよう。可分債権が共同相続された場合とは異なり、債権発生時点で債権者が複数存在しているため、別途の考慮が必要となる⁽³²⁾。

従来、共有財産から生じた可分債権については、427条の典型的適用場面とされてきた。伝統的通説も近時の有力な学説も、分割債権（427条）の典型例として、共有物の売却代金債権をあげる⁽³³⁾。その他、共有物を賃貸した場合の賃料債権、共有物への不法行為に基づく損害賠償請求権があげられてきた⁽³⁴⁾。最高裁レベルでは、共有物に対する不法行為に基づく損害賠償請求権が問題となった最判昭和51年9月7日判時831号35頁、共同相続財産から生じた賃料債権に関する最判平成17年9月8日民集59巻7号1931頁が存在する。

ところが、繰り返し述べているとおり、共有物から生じた債権が準共有される（264条）のではなく、多数当事者の債権関係（427条）の規律に服する理由については、多数当事者の債権関係の規定が準共有の特則であることに基づいている。しかし、この理論については重大な疑問がある。

(30) 中田・前掲注（15）6頁は、債権の準共有について、不明確さが残ると指摘する。

(31) 厳密に言えば、共有物に関する契約（たとえば賃貸借契約）に基づいて発生する場合もあるので、「共有財産について生じた」というべきである。とりわけ、マンションの共用部分に関する債権については、契約によって生じる場合が多い。ただ、本稿ではわかりやすさという観点から、「共有財産から生じた」という表現を用いる。

(32) なお、ここで、「共有財産」としているのは、共有物から生じる債権に限定されず、準共有されている各種の権利から生じる債権もありうるからである。ただ、以下では、共有物について検討する。

(33) 我妻・前掲注（24）383頁、潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、2017年）623頁。

(34) 西村信雄編『注釈民法（11）債権（2）』（有斐閣、1965年）20頁〔椿寿夫執筆部分〕。

そこで、以下では、共有物から生じた可分債権について、当然に分割帰属するという結論が実質的に正当化できるのかという観点から検討することとしたい。

(b) 損害賠償請求権等

共有物が、不法行為により損傷・滅失し、損害賠償請求権が発生する場合、また、不法占有等により不当利得返還請求権が発生する場合⁽³⁵⁾などがある⁽³⁶⁾。たとえば、共有地が不法占拠されたことによる損害賠償請求権の帰属が問題となった最判昭和51年9月7日判時831号35頁は、損害賠償請求権が各共有者に分割帰属することを認めた⁽³⁷⁾。伝統的通説は、「特別の結

(35) 多くの場合、共有者以外の第三者による不法行為や不当利得が問題となるが、共有者の一部による不法行為や不当利得でも同様であろう。後述するマンションの共用部分については、共有者(区分所有者)による不当利得が問題となった最高裁判例が存在する。

(36) 事案として興味深いのは、共有物が取用された場合の対価の帰属が問題となった大連判大正3年3月10日民録20輯147頁である。共有地が河川改修工事用地として取用されたところ、一部共有者Yらが補償金を受領したので、他の共有者XらがYらに対して、補償金の共有物分割請求による支払いを求めた。他方、YらはXらの委任に基づき保証金を受け取っており、Xらに引渡債務を負うが(646条)、消滅時効が完成していると主張した。原審はXらの共有物分割請求を認めた。大審院は、「取用地の共有者は其取用に因りて取用者の支払ふべき対価に付き取用者に対して債権を有し其債権の目的物可分なるが故に各共有者は其持分に應ずる金額を請求するの権利を有することは民法第427条の法意に照して明なり」とし、当然分割原則を示した。ただ、共有者の内部関係では、「共有者全員の債権に属する」ため、受領者は自己の権利に属する部分以外は、他の共有者のために自己の名をもって受領した。「即ち取用地の表面上の共有者として取用地に関する外部に対するの行為を委任せられたるの關係に基き委任事務を処理した」。他の共有者のために受領した部分は646条により、委任者である他の共有者に引き渡すべき義務を負担する。Xらは、646条に基づく引渡請求をしており、共有物分割請求は問題とならない。そこで、Yらによる消滅時効の抗弁の当否を判断するため、破棄差戻しをした。この判決は、当然分割原則を貫きつつも、共有者の内部関係では「共有者全員の債権に属する」としており、債権の帰属をどのように考えているのか、よくわからないところがある。

(37) 原審が、共有者の一人について持分を超えた損害賠償請求権を認めたのに対して、最高裁は「共有にかかる土地が不法に占有されたことを理由として、共有者の全員又はその一部の者から右不法占有者に対してその損害賠償を求める場合には、右共有者は、それぞれその共有持分の割合に応じて請求をすべきものであり、その割合を超えて請求をすることは許されないものといわなければならない」とし、持分を超えて請求を認容し

合関係のない多数の者につき、しかも直接それらの者の意思に基づかないで法律の規定によって生ずる債権は、分割債権となる、と解しても、一般に不都合はないであろう」とする⁽³⁸⁾。分割帰属しても「不都合」がないだけであり、積極的に分割すべきとの根拠が提供されているわけではない。逆に言えば、当然に分割帰属しなくとも不都合はないと考えられる。なぜなら、基本的に、準共有とされても共有物分割請求権の行使が認められるから、権利行使できない状態が長期化するという事態は生じないからである。

遺産中の共有物が、不法行為により損傷・滅失した場合はどうであろうか。共有物は遺産分割がなされるまで、当該共有物を分割することはできなかったはずである。不法行為が発生したことにより、権利行使が認められるべきことにはならないのではないだろうか。ここでも、分割帰属しないことによる不都合は生じない。

(c) 売却代金債権

共有物の売却代金債権についても、基本的に、各共有者に当然分割帰属すると考えられてきた。遺産分割前に売却した遺産中の特定不動産が共同相続人全員の合意により売却された事案である最判昭和52年9月19日家月30巻2号110頁は、「不動産は遺産分割の対象から逸出し、各相続人は第三者に対し持分に応じた代金債権を取得し、これを個々に請求することができるものと解すべき」とした⁽³⁹⁾。

伝統的通説は、共有物を売却する場合、売却には全共有者の同意が必要となる(251条)ので、代金債権は共有持分に依りて分割債権となるのではなく、売買契約の当事者の間で、代金を一括して請求し、一括して弁済する特約が存在すると認めるべき場合が多いとする⁽⁴⁰⁾。共同相続の場合に、全相

た部分を否定した。

(38) 我妻・前掲注(24)388頁。

(39) なお、この事案では共同相続人間で紛争が生じている。すなわち、一部共有者が売却代金を受領しているのであるが、他の共有者は受領した共有者に対して、646条1項前段により引渡請求が可能とされている。この点については、前掲注(36)も参照。

(40) 我妻・前掲注(24)388頁。

続人の合意により、遺産分割前にその一部が売却されることもあるが、合意および売買契約において詳細な内容を定めることが通例であろう。

売却代金債権の発生原因は、売買契約であるから、その売買契約に従い、債権の内容が定まるのは当然であり、売買契約当事者間に当然分割原則の意思がある場合は少ないと考えられるので（とりわけ、買主にとって複数人に弁済することは煩雑である）、分割債権とならないことが多くなるであろう。

それでは、合意がない場合は各共有者に当然に分割帰属すべきか。共同相続の場面での判例・学説の考え方からすると、共有者が共同売主となり、売主としての法的地位を準共有することから、売却代金債権の性質（売買代金の要素）に基づき、各共有者に当然分割帰属しないという論理も考えられる。しかしながら、分割帰属することにより次のような問題が生じる。買主（債務者）が一部売主（債権者、共有者）に支払いを行い、一部売主に支払いが行われなかったとする。支払いを受けていない一部売主は売買契約を解除したいと考えるであろう。このとき、伝統的通説は、一個の契約から分割債権関係を生じるときには、契約解除は総債権者で行わなければならないとしている⁽⁴¹⁾。そうすると、債権が分割帰属し、一部売主は解除ができなくなり不利益を被る可能性がある。もちろん、一部売主による解除を認めるという方法も考えられる。ただ、解除を認めたとしても、法律関係は錯綜する。結局のところ、当然分割帰属を認めない方が適切であろう。

実質的に、売却代金債権を分割帰属させない理由が存在するかが問題であるが、買主（債務者）は複数人に弁済するのは煩雑であるし⁽⁴²⁾、共同売主は共有者間の債権（254条）の清算を行う必要がある場合もあるので、分割帰属を否定する理由は存在する。早急に弁済を受けたい共有者は、共有物分割請求権を行使すればよい（256条）。実質的な観点から、可分債権は当然分割帰属すべきとの結論が当然に導かれるわけではない。

(41) 我妻・前掲注(24) 394頁。

(42) この点は合意がなされればよいだけであるので、大きな問題ではないかもしれない。

(d) 賃料債権

共有物の賃料債権も、各共有者に当然分割帰属すると考えられてきた。遺産である賃貸不動産から生ずる賃料債権の帰属が争われた最判平成 17 年 9 月 8 日民集 59 卷 7 号 1931 頁（以下、「最判平成 17 年」という）は、「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である」とした⁽⁴³⁾。

しかしながら、最大決平成 28 年の論理からすると、賃料債権も遺産分割の際の「最後の調整手段としてきわめて有用である」と考えられる。損害賠償請求権と異なり、存否や金額が問題となることも少ない。そうであるとする、最判平成 17 年を維持すべき積極的理由はないように思われる⁽⁴⁴⁾。

また、共同相続財産に限らず、共有物から生じた賃料債権について、売買代金債権と同様の考え方が問題となる。すなわち、共有者が共同賃貸人となり、賃貸人としての法的地位を準共有すると考えられるところ、賃料債権の性質（賃貸借契約の要素）に基づき、各共有者に当然分割帰属しないという考え方が成立しうる。

実質的に、賃料債権を分割帰属させない理由としては、賃借人が複数人に弁済するのは煩雑であること（多くの場合特約があるので問題とはならないであろうが）、共同賃貸人は目的物の修繕義務や費用償還義務を負っているところ、これらの費用を清算する必要がある（254 条参照）ことがあげられる。賃貸不動産の管理費用を賃料から捻出するというのが、通常の共有賃貸人の

(43) 遺産分割に遡及効がある点（909 条）については、「遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けないものというべきである」とされている。

(44) ところで、賃料債権が当然分割帰属するということは、管理費用も当然分割して負担することになる（253 条 1 項）（この点については、松並重雄「判批」『最高裁判所判例解説民事篇平成 17 年度』（法曹会、2008 年）573 頁）。しかし、遺産を構成する不動産の管理費についても、当然分割帰属すべきとする積極的理由はないようにも思われる。

意思ではないだろうか。仮に賃料から早急に弁済を受けたい共有者は、共有物分割請求権を行使すればよい(256条)。ここでも、可分債権は当然分割帰属すべきとはいえない。

(e) 小括

共有物から生じた債権について、各共有者に当然分割帰属させるべき実質的理由は乏しい。そして、この場面で実際に問題が生じることが多いのは、共有者の一部が債権の全額について弁済を受けた場合である⁽⁴⁵⁾。このとき、各共有者に債権が分割帰属していると前提に立つと、受領を受けていない共有者は受領を受けた共有者に対して、646条1項に基づく引渡請求権を有することとされる⁽⁴⁶⁾。このように考えると、受領した共有者が倒産した場合、他の共有者は一般債権者として取り扱われることになる。しかしながら、共有物から生じた債権が明確であり、他の財産から分離されている場合には、他の共有者の優先権を認めるべきだと考えられる。この問題を回避するためには、可分債権についても各共有者が準共有をしており、一部共有者が受領した金銭等は準共有となり、共有物分割請求権の対象とすべきではないだろうか。

(2) マンションの共用部分から生じた債権

(a) はじめに

共有物の一つとして、区分所有建物の共用部分がある。区分所有権の法的構成については争いがあるが⁽⁴⁷⁾、共用部分は共有とされている(建物区

(45) 前掲注(36)および(39)参照。

(46) このような考え方については理論的にも疑問がある。共有者の一部が債権の全額について弁済を受ける場合、そもそも、共有者の一部の者が当事者(名義人)であるとして売買、賃貸借などの契約が結ばれていることが多いであろう。そうすると、契約当事者となっていない他の共有者は、債務者との関係で債権者になることはありえないのではないだろうか。共有者の内部関係で分割されるべきということと、債務者との関係で分割されるべきということは大きく異なる。債権の帰属と契約当事者の関係については、預金債権・預金契約において活発に議論がなされてきている。この点、内田貴=佐藤政達「預金者の認定に関する近時の最高裁判決について(上)(下)」NBL808号14頁、809号(以上、2005年)18頁参照。

(47) 伊藤栄寿『所有法と団体の交錯』(成文堂、2011年)15頁以下、伊藤栄寿「区分所

分⁽⁴⁸⁾11条本文)。共用部分の共有については、分割請求権(256条)が認められておらず、また、民法とは異なる規定が用意されているもの(建物区分11条~19条)、区分所有者の共有であることに疑いはない。共用部分は区分所有者の団体が所有しているわけではない。

そのため、マンションの共用部分から生じた債権についても、共有物から生じた債権と同様にその帰属を検討する必要がある。検討に際しては、共用部分の管理に関する事項は、基本的に、集会の決議で決するとされていること(同18条1項)に留意する必要がある⁽⁴⁹⁾。

(b) 損害賠償請求権等

共用部分の共有は、基本的に民法上の共有と同様に理解されているので、共用部分が不法行為により滅失・損傷した場合、また、不法占有等により不当利得返還請求権が発生する場合、基本的に、これら法定債権は共用部分の共有者である各区分所有者に分割帰属すると理解されている⁽⁵⁰⁾。

この点について、不当利得に関する事案ではあるが、一部の区分所有者が共用部分を第三者に賃貸して得た賃料の帰属・行使が問題となった最判平成27年9月18日民集69巻6号1711頁は、「一部の区分所有者が共用部分を第三者に賃貸して得た賃料のうち各区分所有者の持分割合に相当する部分につき生ずる不当利得返還請求権は各区分所有者に帰属するから、各区分所有者は、原則として、上記請求権を行使することができるものと解するのが相当である」とし、分割帰属を当然の前提としている⁽⁵¹⁾。

有の構造に関する議論と展開——共有論における区分所有」民法理論の対話と創造研究会編『民法理論の対話と創造』(日本評論社、2018年)93頁以下など参照。

(48) 「建物の区分所有等に関する法律」の条文を示す際は、「建物区分」と略称する。

(49) なお、共用部分の管理は集会決議により定められるのが原則であるが、規約に定めがあれば、その定めが優先する(建物区分18条2項)。また、共用部分の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く)は、区分所有者および議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議で決するとされている(同17条1項)。

(50) この問題を総合的に検討する近時の文献として、山口敬介「区分所有建物の共用部分から生ずる金銭債権の法的性質」立教法学101号(2020年)444頁以下参照。

(51) しかしながら、結論としては、各区分所有者による請求権行使は認められなかった。なぜなら、以下の理由から、集会決議または規約により、区分所有者の団体のみが上記

しかしながら、不法行為・不当利得があれば、各区分所有者に分割帰属・権利行使を認めるべきということにはならない。むしろ、不法行為・不当利得により共用部分に損害・損失が生じた場合、共用部分を修補する必要があるところ、損害賠償請求権・不当利得返還請求権はこのために用いられるべきであろう。これらについて、分割帰属を認めるべきではない。なお、分割帰属しないとした場合、共用部分については分割請求権が認められていない以上、これらの可分債権についても分割請求権は行使できないと考えるべきであろう。権利行使は、管理に関する事項として、集会決議（ないし規約の定め）により行われることになる。

(c) 保険金請求権

多くのマンションでは、損害保険会社と火災保険契約を締結している。マンションでの火災、爆発等の事故が発生した場合に備える必要があるため、共用部分について保険会社と保険契約が結ばれている。保険契約により、保険金請求権が発生することがある。

この保険契約、また、後述する賃貸借契約については、契約当事者が問題となる。マンション側の契約当事者が、管理組合という団体なのか、管理者（理事長）なのかにより、法律関係は異なる⁽⁵²⁾。管理組合が契約当事者となる場合、基本的に、火災保険金は管理組合という団体に帰属すると考えられている⁽⁵³⁾。他方、管理者が契約当事者となる場合、管理者は職務に関して

請求権を行使できる旨を定めることができるからとされる。①区分所有者が団体を構成し、意思決定機関としての集会決議、自治規範としての規約を定めていること、②建物の区分所有という共同目的達成の手段として集会・規約が用意され、共用部分の管理を団体的規制に服させていること、③第三者への賃貸は共用部分の管理にあたり、区分所有者の損失回復は共用部分の管理と密接に関連すること、以上の3点である。ただ、本件において、集会決議・規約に定めがあったとは言いがたい。この点については、伊藤栄寿「判批」民商法雑誌154巻6号（2019年）67頁以下参照。

(52) この点については、山田誠一「区分所有建物の管理組合の法的性格」石川正先生古希記念論文集『経済社会と法の役割』（商事法務、2013年）679頁以下参照。

(53) 管理組合が法人化していれば、火災保険金は管理組合法人に帰属しうる（建物区分47条）。ただ、多くの管理組合は法人化されておらず、権利能力なき社団となると解されている。管理組合が権利能力なき社団である場合、判例にしたがえば、契約から生じた債

区分所有者を代理する権限を有している（建物区分 26 条 2 項）、各区分所有者に保険金は帰属することになる。判例・通説的見解によれば、分割帰属すると理解することになろう。

しかしながら、損害賠償請求権等の場合と同じく、保険金は共用部分の修補等のために用いられるべきである。実質的に分割帰属を認めるべきではない。また、共有者たる区分所有者は保険契約上の法的地位を準共有するとも考えられ、当然分割帰属しないという考え方は成立しうる。権利行使については、管理事項として、管理組合（の集会決議ないし規約）によることを認めるべきである。

（d）賃料債権

賃貸借契約により賃料債権が発生する場合は珍しくない。共用部分である壁・屋上などに看板・携帯基地局のアンテナなどを設置するため、また、敷地⁽⁵⁴⁾の一部分を駐車場として利用するために賃貸借契約が結ばれる。

区分所有法は、各共有者が、共用部分から生じる利益を（基本的に持分に応じて）收取できると定めている（建物区分 19 条）。この利益の分配方法は、集会の決議や規約に定めがあればそれに従うが、それらによる定めがない場合が問題となる。

共用部分の賃貸借契約については、共有物の賃貸借契約の場合と同様、目的物の修繕義務や費用償還義務があり、これらの費用を清算する必要がある⁽⁵⁵⁾。それゆえ、各共有者に当然に分割帰属すべきではなく、管理のために用いられるべきであるから、管理費に充当されると解すべきであろう。理論的に、区分所有者は賃貸借契約上の法的地位を準共有し、当然分割帰属し

権は区分所有者に総有的に帰属することになる。しかしながら、管理組合の法的性格を権利能力なき社団とすべきかについて争いがあるし、また、総有的帰属という概念についても争いがある。共用部分が共有であることからすると、管理組合が契約当事者となっている場合であっても、管理者が契約当事者となっている場合と同様に取り扱ってよいのではないだろうか。この点はさらなる検討が必要である。

(54) 敷地は共用部分と同様に扱われる。建物区分 21 条参照。

(55) 建物区分 19 条は、利益分配だけでなく、費用負担についても、各共有者が（規約に別段の定めがない限り）その持分に依拠することを定めている。

ないという考え方は成立しうる。ここでも権利行使は、管理組合によるべきであろう。

(e) 共用部分に瑕疵があった場合の損害賠償請求権

長い間議論されてきたものとして、共用部分に瑕疵があった場合の損害賠償請求権の帰属・行使の問題がある。ここでは、分譲業者とマンション購入者（各区分所有者）との売買契約に基づいて債権が発生しているが、保険契約や賃貸借契約の場合と異なり、契約当事者が管理組合・管理者ではなく、各区分所有者であることが問題となる。

基本的に、各区分所有者の売買契約に基づく以上、損害賠償請求権の主体は売買契約の当事者（基本的には各区分所有者）になると考えられる。ここでは、共用部分から生じた債権といっても、発生根拠が個別の契約である以上、可分債権の準共有が問題となる場面ではない。

とはいえ、実質的にこの損害賠償請求権は瑕疵の修補のために用いられるべきものである。また、区分所有権の譲渡がなされている場合には、売買契約の当事者と区分所有者にズレが生じる。したがって、実質的に団体的な権利行使を認めるべきであるが、可分債権の準共有法理により解決できる問題ではない。別個の法律構成が必要となる⁽⁵⁶⁾。

(f) 小括

すでに検討したように（→ (1)）、共有物から生じた債権について、各共有者に当然分割帰属させるべき実質的理由は乏しいとすると、共用部分から生じる債権についてはなおさら分割帰属は否定されるべきであることになろう。

この点、次のような有力な見解がある。マンションの共用部分は、①分割請求が否定されるなど、民法上の一般の共有と異なること、②区分所有者が団体を構成し（建物区分3条）、管理者を選任できること（同25条）などか

(56) 山口・前掲注(50)456頁は、規約の柔軟な解釈により、団体のみに行使権限を認める方向性を示すが、明確な規定がない場合の規約の解釈としてこのように解するのは難しいであろう。

ら、共用部分から生じた金銭債権は管理団体の処理に委ねるべきである⁽⁵⁷⁾。この見解の背景には、共用部分から生じる金銭債権、とりわけ、保険金請求権・損害賠償請求権に関しては、「建物の存立を前提とする限り、それらの金銭は当該の共用部分の補修・復旧に当てられるべきものであって、当然に各区分所有者の個別の絵債権としてとり扱われることに問題がある」⁽⁵⁸⁾との考えがある。

この見解が指摘するように、区分所有においては、その特性ゆえに生じた債権を一体的に取り扱うべき必要性は大きい。共用部分から生じた可分債権について分割帰属を否定し、準共有とし、かつ、分割請求権を否定し、その権利行使は管理組合によるべきものと理解すべきである。管理費ないし修繕積立金として取り扱うのが望ましい⁽⁵⁹⁾。

4 おわりに

本稿は、可分債権が複数の債権者に帰属する場面を横断的に検討した。

既発生の可分債権が共同相続された場面について、最判昭和29年、また、伝統的通説は、各共同相続人に当然分割帰属するとされてきた。ところが、最大決平成28年が、共同相続の場面において、遺産分割の調整手段として有用であるとの理由から、預金債権の当然分割帰属を否定した。これにより、当然分割原則は、共同相続の場面では、実質的な正当化根拠を失いつつある。また、理論的に、準共有の規定が帰属レベルの問題を規定しており、多数当事者の債権関係の規定が債権の効力レベルの問題を規定していることから、後者を前者の特則とすることを前提とした当然分割原則は、維持しがたい。したがって、可分債権も準共有されると解すべきであり、実質的に債権が準共有されたとしても、分割請求を認めることにより、当然分割と同様

(57) 新田敏「マンションの共用部分から生ずる金銭債権の性質」杏林社会科学研究18巻2号(2002年)21頁以下。

(58) 新田・前掲注(57)3頁。

(59) マンション標準管理規約では、駐車場使用料等の共用部分等に係る使用料は、それらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てる、とされている。

の結論を実現することができる。当然分割を認めるべき積極的理由は存在していない。

また、共有物から生じた債権についても、各共有者に当然分割帰属させるべき実質的理由はない。むしろ、当然分割原則を否定し、可分債権を準共有とした上で、分割請求権の行使を認めることが適切である。マンションの共用部分から生じた債権については、管理の円滑化という観点からすれば、各区分所有者に当然分割帰属させるべきではないと考えられる⁽⁶⁰⁾。

もっとも、損害賠償請求権の相続、共用部分から生じた債権の帰属については、考慮すべき要素が多く、本稿では十分な検討ができなかった。可分債権が準共有とされた場合の効果も同様である。また、可分債務との関係についても検討ができていない⁽⁶¹⁾。今後も検討すべき点は多い⁽⁶²⁾。

(本学法学部教授)

【付記】 本稿は JSPS 科研費 19K01401 の助成を受けたものである。

(60) 当然分割原則を否定する場合には、最判昭和29年、最判昭和51年、最判平成17年の変更が必要となる。

(61) 可分債務との関係については、森山浩江「可分債務の共同相続——遺産共有概念からの検討」ジュリスト1533号(2019年)81頁以下参照。

(62) 松尾・前掲注(27)279頁は、「多数当事者の債権関係の規定と債務関係の規定を分離し、多数当事者の債権関係を債権の準共有に続けて、債権者複数の場合における債権の帰属および効力について一連の規定を設けることも、考えられる選択肢の一つかもしれない」との興味深い構想を示している。